

国税・地方税共通

# Q9 情報特区・地域の税制はどのようなものですか？



**A** 国税の優遇措置は所得控除(情報特区)と投資税額控除(情報地域)のみであり、特別償却はありません。また、情報特区の区域および対象事業はいずれも情報地域の区域や対象事業に含まれるため、地域の税制は特区でも活用できます。

情報特区で所得控除を活用する場合は、事前に沖縄県の事業認定が必要です。また、名護市は経金特区と情報特区の両方に指定されているので、名護市で情報関係の事業を行う場合は、両方の制度を比較することをお勧めします。

税制の種類		特区・地域	
		情報特区	情報地域
国税	いずれか選択	所得控除 Q20-1	沖縄県の事業認定を受けた青色申告法人 ▶一定の所得金額×40%を申告書で損金算入
		投資税額控除 Q16	対象地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供するいずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備、構築物の取得価額×8%
地方税	事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の取得価額の合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備の新設をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除	
	事業税 Q22(※2)	情報地域内において、取得価額の合計額が1,000万円超の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備を新・増設した個人事業者及び法人	新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部に対する不動産取得税の課税免除
	不動産取得税 Q22(※2)		
	固定資産税 Q22(※2)	情報地域内において、情報通信産業・情報通信技術利用事業の用に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①一の設備を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除	

参考法令等 ・沖振法31、32 ・租特法42の9、60、地税法6、地税法附則33、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①一～七、法人税法施行令13①一～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照) (情報地域) 24市町村、(情報特区) 5市村
- 情報地域対象事業、情報特区対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4、Q11参照)
- 投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20% (繰越税額控除4年間)
- 申告書記載例(Q16、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

- ・事業認定期限…平成31年3月31日
- ・所得控除を受けるために必要な事業認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
- ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除)

## 優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

### 国税 所得控除を適用する場合のチェックシート

平成24年5月24日以後に情報特区内に新設された法人か？

no

yes

沖縄県の事業認定(Q15)を受けている青色申告法人か？

no

yes

法人設立の日から**10年間**(※)適用可◎

※支店を現地法人化した場合等、実質的に同一のものが対象事業を営んでいた期間を除く

適用不可



### 国税 投資税額控除を適用する場合のチェックシート

対象地域内(Q2参照)に情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する対象資産を新・増設した青色申告法人か？

no

yes

情報地域内で対象事業(Q3参照)を行っているか？

no

yes

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

no

yes

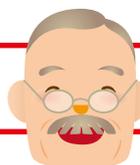
対象資産(Q4、Q11参照)の要件を満たしているか？

no

yes

適用可◎

適用不可



# Q10 情報特区・地域税制の対象事業関連用語の説明をお願いします。



**A** 次の表でご確認ください。

用語	情報対象事業関連用語解説
アプリ (アプリケーション)	OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。パソコンではワープロソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている
アプリケーション・サービス・プロバイダ (ASP)	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者
インターネット・エクスチェンジ (IX)	電気通信事業(電気通信事業法2④に規定する電気通信事業をいう)のうち、電気通信設備(電気通信事業法2二に規定する電気通信設備をいう)を介して、インターネット・サービス・プロバイダーを行う者の電気通信設備を相互に接続するもの。異なるプロバイダに接続しているコンピュータ同士の通信が可能となる
インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)	電気通信事業のうち、インターネット接続サービスを行うもの電話回線や ISDN 回線、ADSL 回線、光ファイバー回線、データ通信専用回線などを通じて、コンピュータをインターネットに接続する
インターネット付随サービス業	日本標準産業分類の中分類番号40のインターネット付随サービス業のことであり、主としてインターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する業であって、他に分類されないものをいう。広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない 【事業例】ウェブ情報検索サービス業、インターネット・ショッピング・サイト運営業、インターネット・オークション・サイト運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業 など
映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 (映画・ビデオ制作業)	日本標準産業分類の小分類番号411の映像情報制作業・配給業及び小分類番号412の音声情報制作業のことであり、主として映画の制作を行う業又は制作及び配給の両者を行う業、並びにビデオテープを用いて記録物、創作物などのビデオ制作を行う業をいう 【事業例】TV・ラジオ番組制作、アニメーション制作業及びその配給業、映画フィルム現像業 など
情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業	日本標準産業分類の細分類番号3296の情報記録物製造業のことであり、主として情報を記録した物を製造する業をいう 【事業例】DVD、CDプレス業 など
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類の小分類番号392の情報処理・提供サービス業のことであり、電子計算機などを用いて委託された計算サービス(顧客が自ら運転する場合を含む)やデータエントリーサービスなどを行う業、各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する業、市場調査・世論調査等他に分類されない情報サービスを行う業をいう 【事業例】データエントリー業、受託計算サービス業、データベースサービス業 など
情報通信機器相互接続検証事業	電気通信設備に係るプログラムの開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムが予定している機能を発揮できるかについて技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行うプログラムの効率的な開発を支援する事業
情報通信技術利用事業	情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品または役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業(コールセンター・BPO)をいう
情報通信業	●情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに付随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所 ①情報の伝達を行う事業所とは、電磁、非電磁を問わず、映像、音声、文字等の情報を伝達する事業所及び伝達するための手段の設置、運用を行う事業所をいう ②情報の処理、提供などのサービスを行う事業所とは電子計算機のプログラムの作成を行う事業所、委託により電子計算機等を用いて情報の処理を行う事業所及び情報を収集・加工・蓄積し、顧客の求めに応じて提供する事業所 ③インターネットに付随したサービスを提供する事業所とは、インターネットを通じて、上記以外の通信業及び情報サービス業を行う事業所をいう ④情報の加工を行う事業所とは、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画などの媒体を通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達させるために、映像、音声、文字等の情報を加工する事業所をいう

用語	情報対象事業関連用語解説
セキュリティデータセンター	入出場が一定の方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業
ソフトウェア業	日本標準産業分類の小分類番号391のソフトウェア業のことであり、顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及び作成に関して調査、分析、助言などを行う業（委託開発ソフトウェア業）、電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して調査、分析、助言などを行う業（パッケージソフトウェア業）等をいう 【事業例】受託開発ソフトウェア開発業（受託開発、組込み、パッケージ、ゲーム）、ソフト開発コンサルタント業 など
データセンター（インターネット・データセンター（IDC））	自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む）
電気通信業	日本標準産業分類の中分類番号37の通信業のことであり、主として有線、無線、その他の電磁的方式により意思、事実等の情報を送り、伝え又は受けるための手段の設置、運用を行う業をいう 【事業例】携帯電話事業、固定電話事業、ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）、IX（インターネット・エクスチェンジ）、IDC（インターネット・データセンター） など
バックアップセンター	自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害等により当該顧客の電子計算機に保管された情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を提供する事業
放送業（有線放送業を含む）	日本標準産業分類の中分類番号38の放送業のことであり、公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再送信を含む）を行う業をいう 【事業例】TV・ラジオ放送事業（有線放送含む） など
BPO	Business Process Outsourcing の略。経営資源を有効活用するために、一部の業務プロセスについて、一括して専門業者に外部委託すること

根拠法令、出典 沖振法3, 沖振令1の2, 2, 3, 日本標準産業分類, H28情報通信白書【資料 用語解説】、沖縄県HPをもとに作成

# Q11 情報特区・地域及び経金特区で対象となっているIT資産はどのようなものですか？



**A** 対象となるIT資産は、次の表の4つの種類に限定されています。

対象資産	資産の内容
電子計算機	計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、デジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む）又は電源装置を含む
デジタル交換設備	専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む
デジタルボタン電話設備	専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む
ICカード利用設備	ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む



根拠法令、出典 租特規則20の4③